

地方公共団体実行計画について

平成29年

環境省大臣官房環境計画課

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の概要

1. 法目的

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- **地球温暖化対策計画**の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- **地球温暖化対策推進本部**の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府実行計画・地方公共団体実行計画

- 国・自治体**自らの事務・事業の排出量の削減計画**
- 都道府県・中核市等以上の市は、自然エネルギー促進、公共交通の利便増進等、**自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画**も策定義務
- 都市計画、農村振興地域計画等は実行計画と連携

温室効果ガス算定報告公表制度

- 温室効果ガスを3千トン以上排出する事業者に、**排出量を国に報告することを義務付け**、国が集計・公表
- 事業者、フランチャイズチェーン単位での報告
- 主務大臣が、算定方法や削減方法を技術的に助言可。

森林等による吸収作用の保全等

4. そのほか

- 京都メカニズムの取引制度（割当量口座簿等）

地球温暖化防止活動推進センター等

- **全国温暖化防止活動推進センター**（環境大臣指定）
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- **地域温暖化防止活動推進センター**（県知事等指定）
- **温暖化防止活動推進員**を県知事等が委嘱

排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
 - 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
- これら**排出抑制の有効な実施の指針を国が公表**
(産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み)

「地方公共団体実行計画」の概要（地球温暖化対策推進法第21条）

【事務事業編】

- 地球温暖化対策計画に即し、**全ての地方公共団体に策定を義務づけ**
- 内容：地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置
(例) 庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策 等



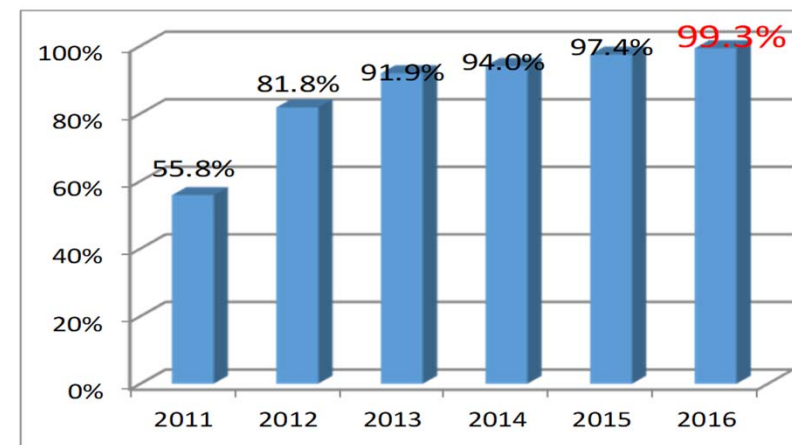
【区域施策編】

- 地球温暖化対策計画に即し、**都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定を義務づけ**。
- 施行時特例市未満の市町村にも策定の努力が求められる。
- 内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）
 - **再生可能エネルギー導入の促進**
 - **地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進**
 - **都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善**
 - **循環型社会の形成**
- 都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携

地方公共団体実行計画の策定率
(平成28年10月調査時点)

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	19	95.0%
中核市	47	47	100.0%	47	100.0%
施行時特例市	37	37	100.0%	37	100.0%
その他	1,637	1,324	80.9%	349	21.3%
合計	1,788	1,475	82.5%	499	27.9%
一部事務組合等	1,607	433	26.9%	-	-

区域施策編の施行時特例市以上の策定率の向上
※2017年8月に施行時特例市以上の策定率100%を達成



地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）策定・実施マニュアルを平成29年3月公表
http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/bbs.html

○地方公共団体実行計画策定支援サイト

URL: http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

○地方公共団体実行計画や地域向け補助事業など
に関するお問合せ先

TEL: 03-3581-3351

E-mail: SOKAN_CHIIKI@env.go.jp